

高梁市市有財産の有効活用に係る民間提案制度実施要領

1 趣旨・目的

急激な人口減少や少子高齢化による財政状況の悪化、老朽化する公共施設等の保全・更新に係る経費の増加等により、市の財政状況が厳しさを増しています。一方、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応し、活力ある持続可能なまちづくりを実現するために、将来を見据えた効率的で効果的な行財政運営が求められています。

しかし、市が整備する公共施設等については、管理運営に公費を投入することを前提として整備されていることが多く、収益に対するノウハウに欠け、持続可能性に乏しいことから、自治体の財政状況が非常に厳しい中であって、大きな財政負担となっています。

このため、厳しい競争の中で培われた民間事業者等が有するアイデアやノウハウ、資源等を最大限に活かし、収益性のある公共サービスを実践することは、市民サービスの向上、地域及び地域経済の活性化、新たな財源の確保並びに事業の経費節減を図るための有効な手段の1つであると考えられ、市有財産等の有効活用や管理運営に対し、民間事業者等から自由な発想による活用方法を提案していただく、民間提案制度の導入を図ります。

2 制度の概要

民間提案制度は、民間事業者からの視点で公共サービスを見直し、本市が保有する公共施設等で、施設整備や運営面において更なる利活用を図り、民間事業者ならではの自由で独創的な提案により、事業化する制度です。

この制度は、本市の施策や公共施設等の運営及びマネジメントに大きく貢献し、市民サービスの向上、または財政コストの軽減につながる提案を選定し、提案した民間事業者等（以下「提案者」という。）と市との間で、対話と協議を経たのち、事業化を図るものです。

提案いただいた事業を実施・継続していくためには、事業の目標を行政と提案者で共有し、従来の発注者と受託者という関係でなく、対等な関係の中で双方がメリットを享受できる互恵的な関係を構築することが重要となります。そのため、市に提案をいただいた内容は知的財産として取り扱い、提案内容の事業化に向けて公募等を行う際には、提案者独自の権利やノウハウ等の保護に十分配慮します。

なお、本制度は提案者からの提案内容について、市において事業化を検討するものであり、必ずしも事業化を保障するものではなく、また契約等の相手方を直接選定するものでもありません。事業化にあたっては、一部を除き、原則として別途公募等を行います。

(1) 提案の対象

本制度の募集対象は、市が所有または管理する土地、建築物、建築設備及び工作物等の市有財産等を有効活用することにより、市民サービスの向上、にぎわいの創出、市の財政負担軽減及び歳入確保につながる提案とします。

【募集対象】

- ・ 公共施設等の余裕空間、未利用財産等の有効活用（貸付、売却、目的外使用など）
- ・ 公共施設等の管理運営の水準向上・経費節減（効率的、効果的な維持管理、設備更新手法など）

(2) 対象外となるもの

次のいずれかに該当するものは、本制度における提案の対象外とします。

- ① 市に新たな財政負担を生じさせる提案（人件費を含む提案時点の事業経費を上限とします）。ただし、長期的な視点から財政負担の軽減につながるなど、市政運営に多大な貢献をすると判断するものを除きます。
- ② 既に実施している業務委託等について、価格引下げ等により単に事業相手方となろうとする提案
- ③ 単なる施設や事業の廃止、縮小等に関する提案
- ④ 市が事業化を予定している案件に関する提案
- ⑤ 法令に抵触するなど、事業化の可能性がないことが明白な提案
- ⑥ 民間事業者が実施することが適当でない事業に係る提案
- ⑦ 提案者以外が実施主体となることを前提とした提案（提案者と実施主体者間で合意がなされている場合には、共同で提案してください。）
- ⑧ 里道、水路等の払下げを求める提案（従来どおり所管部署において対応します。）

3 提案者の資格要件

(1) 提案者の参加要件

提案者は、提案内容を自ら実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する株式会社、有限会社、NPO法人、公益法人、市民団体等とし、個人は提案者となることはできません。

なお、グループ（複数の事業者の共同体）による提案も可能としますが、グループの場合には、提案資料において、提案者の代表及び構成員並びに各々の役割分担を明確にすることとします。

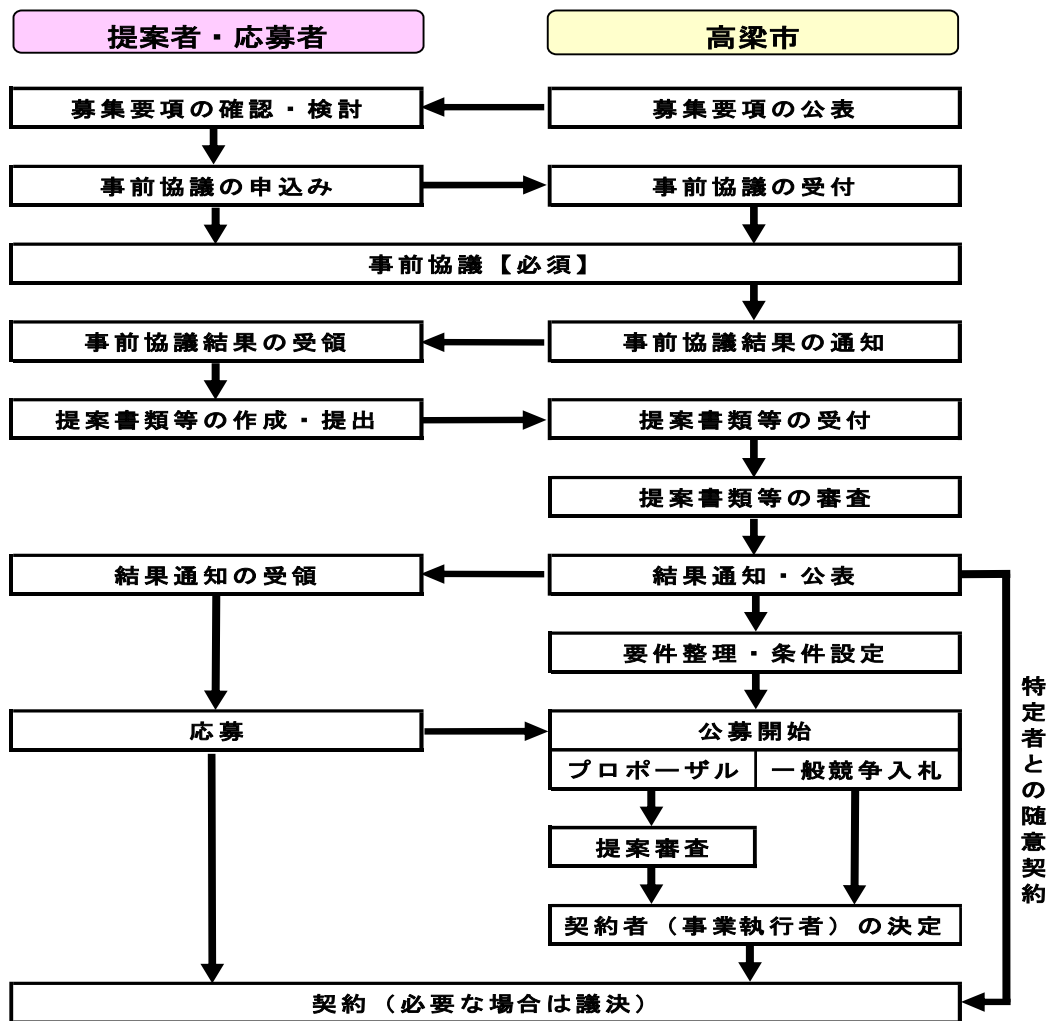
(2) 提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
※必要に応じて、警察に照会します。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する売払いを受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- ⑤ 市税等を完納していない者
- ⑥ 高梁市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）の期間中にある者
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑧ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する高梁市職員

4 事業化までの流れ

本制度における提案受付、審査から事業化までの流れは次のとおりです。



(1) 提案の募集・受付

市において、対象となる公共施設等を選定し、事前協議を経て提案を受け付けます。なお、対象となる施設については、別途、物件調書や募集要項等を定め、市ウェブサイト等で公表します。

(2) 事前協議

① 事前協議の申込み

- ア) 提案を検討する民間事業者等を対象に、提案内容に関する事前協議を実施します。
- イ) 事前協議の申込みは随時受け付けます。
- ウ) 本制度の効果的な運用のため、事前協議を経していない提案の受付はできません。
- エ) 事前協議を申し込む民間事業者等は、「事前協議申込書」(様式1号)に記入し、Eメール、ファックス、郵送又は持参により、高梁市理財課に提出してください。
- オ) 事前協議とは別に、市有財産等の現地調査等を希望する民間事業者等は、事前協議申込書にその旨を記入してください。ただし、市有財産等の性質により、現地調査等をしていただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- カ) 事前協議申込書の確認後、事前協議及び現場調査の日程調整等について、市から連絡します。

② 事前協議の実施

- ア) 検討している提案内容の概要を確認するため、市（市有財産等所管課及び理財課）と民間事業者等の事前協議を行います。
- イ) 事前協議は高梁市役所における面談又はオンライン会議（Zoomなど）等により行います。協議方法は、民間事業者等の希望を踏まえ、申込書の受付後に調整の上、決定します。
- ウ) 事前協議はアイデア段階の提案ベースで行うものですので、事前協議の実施時点では、提案内容に係る詳細な資料（提案書等）を市に提出する必要はありません。
- エ) 事前協議では、本制度の概要説明のほか、事業者が検討中の提案内容をお聞きした上で、市の行政課題や事業化に当たり想定される懸案等をお伝えします。
- オ) 事前協議申込書の記載内容または協議の内容を踏まえ、提案に必要な範囲内で、当該市有財産等の基本情報等を市から提供します。
- カ) 事前協議の内容は、提案審査の結果に一切影響を与えません。

③ 事前協議結果の通知

事前協議実施後、当該対話内容に係る提案書の受付可否等について、「事前協議結果通知書」（様式2号）により、市から民間事業者等に通知します。なお、事前協議で確認した事業内容が「対象外となるもの」と市で判断した場合には、当該提案に係る提案書を受け付けることはできません。

(3) 提案書の提出

事前協議の結果、提案の受付が可能である旨の通知を受け取った後、持参又は郵送により、提案書等を理財課に提出してください。

① 提出書類

提出書類及び提出部数は次のとおりです。

名称	内容	様式	部数
提案書	◆公共施設等の余裕空間、未利用財産等の有効活用 ◆公共施設等の管理運営の水準向上・経費節減 ◆その他の提案	様式3号	1部
補足資料 (任意提出)	必要に応じて、提案内容の概要、独自性や特徴、事業スキーム、資金計画等を記載 ※A4版2枚以内またはA3版1枚	任意	1部
提案団体調書	所定の様式に記入	様式4号	1部
誓約・同意書	所定の様式に記入	様式5号	1部

② 留意事項

- ア) 提出書等のは返却しません。また、追加の資料提出を依頼することがあります。
- イ) 提案書等の提出後に辞退したい場合は、参加辞退届（様式6号）を提出してください。

(4) 提案書の審査

① 提案審査

- ア) 一次審査として、提出された提案書等の内容が募集対象及び資格要件を満たしているかについて審査します。

イ) 一次審査を通過した提案を対象に、市が設置する審査会において、二次審査を実施します。二次審査は提出済みの提案書や補足資料等による書類審査とします。ただし、場合によっては、提案者に直接ヒアリングさせていただくことがあります。

ウ) 二次審査は次の観点から実施します。

項目	観 点
独自性	・提案者の独自のアイデアや工夫に基づく付加価値があるか
公益性	・市の施策の方向性と合致しているか ・市民サービスの向上、にぎわいの向上、市の事業の水準向上、市の経費削減、歳入増加等が効果的に図られる内容となっているか
実現性	・各種法令、市民の理解、市のリスク等支障となる事項はないか ・事業内容、収支計画等は実現性の高いものとなっているか

エ) 審査を経て決定される事項は次のとおりです。

i) 提案の採否とその理由

ii) 提案を実施する者（契約の相手方）の選定に係る公募の実施の有無

なお、契約相手方の選定については、原則一般競争入札によりますが、プロポーザル等を行う場合や、公募によらず提案者をそのまま契約の相手方として選定する場合があります。（詳細は後述の「契約相手方の選定」を参照してください。）

② 審査結果の通知・公表

ア) 審査結果について、「審査結果通知書」（様式7号）により提案者に通知するとともに、市ウェブサイトで公表します。公表対象は「事業名称」及び「採否の区分」とします。

区 分	説 明
趣旨採用	提案の趣旨を採用し、事業化に向けた検討を進めると判断した場合
不採用	事業化に適さないと判断した場合

イ) 通知は提案書受付後30日以内を基本としますが、提案内容によっては審査に時間を要することがあります。審査期間が30日を超える場合には、その旨を提案者に連絡します。

ウ) 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

(5) 事業化に向けた流れ

① 審査において「趣旨採用」となった提案について、市において公募又は契約等に向けた要件整理（例：境界確定等）や条件設定（例：売却額、貸付料等）などを行います。

② 要件設定や条件設定等に相当の期間を要する場合や、活用に向けた条件等が整わない場合など、採用した提案を実施できない場合もあります。そのため、「趣旨採用」となった場合においても、市と提案者の間に権利・義務関係が生じるものではなく、必ずしも事業化を保障するものではありません。

③ 事業化に向けた契約相手方（実施主体）の選定に当たっては、提案内容に応じて、次の方法等により選定します。なお、具体的な募集方法については、別に定めることとします。

ア) 他の者の別の手段による実施では同等の成果等が得られず、提案者でなければ履行できないと認められる独自のノウハウや創意工夫に基づく提案をはじめ、施行令第167条の2第1項に該当する場合は、提案者を契約の相手方として選定します。

- イ) 競争性があり、主として価格以外の要素における競争が適当と認められる場合は、公募型プロポーザル等により契約の相手方を選定します。この場合、提案者に対して優遇措置を講じる場合があります。
 - ウ) 上記以外の場合は、一般競争入札により契約の相手方を選定します。
- ④ 公募等の実施に当たり、市は提案者から得た情報の全部または一部を利用し、仕様書等を作成することがありますが、提案者と事前に協議を行い、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を明示されたものについては、公募等における公平性、競争性等を確保した上で、その利用について配慮するものとします。

5 その他

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ① 本要領に定める手続を遵守しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書等の利用及び市ウェブサイトにおける事業名称の公表に同意することとします。
- (4) 提案書等は、高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成16年高梁市条例第10号）に基づく公開請求の対象となりますが、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある部分は非公開とします。
- (5) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、提案書提出時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。
- (6) 本要領に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、市と提案者との間で別途協議を行うものとします。

6 問合せ・書類提出先

高梁市 総務部 理財課（高梁市役所本庁舎3階）
〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043番地
TEL 0866-21-0207（直通） FAX 0866-23-1555
Eメール rizai@city.takahashi.lg.jp